

第 14 回「千葉県県土整備部所管国庫補助事業評価監視委員会」議事録

1. 会議の日時 平成 19 年 10 月 31 日（水）午後 1 時 30 分から午後 4 時 50 分
2. 場 所 千葉県庁中庁舎 3 階 第一会議室
3. 出席者の氏名
 - (1) 委員
池田達哉、岩田利雄、岡部明子、木村琢磨、高橋洋二、寺部慎太郎、榛澤芳雄、
本多利夫、山田 正（五十音順、敬称略）
 - (2) 事務局職員
古川県土整備部長、嶋崎県土整備部まちづくり担当部長、鈴木県土整備部次長、黒澤
県土整備部次長、成毛県土整備部次長、大竹県土整備政策課長、同課 宮崎副参事兼
政策室長、同課 富澤副課長、同課 竹下主幹、同課政策室職員
 - (3) 事業担当
佐藤河川整備課長、同課 大野副課長、同課 鶴岡室長 同課職員、
山田港湾課長、同課 土屋副課長、同課 長井室長 同課職員、
高澤公園緑地課長、同課 行木副課長、同課 岡本室長 同課職員
4. 委員会に付した議題
 - (1) 正副委員長の選任について
 - (2) 千葉県県土整備部所管国庫補助事業評価監視委員会運営規程の改正及び同委員会傍聴
要領の制定について
 - (3) 再評価実施要領に基づく再評価を実施する事業について
 - (4) その他

5. 議事の概要

事務局：ただいまから、第 14 回「千葉県県土整備部所管国庫補助事業評価監視委員会」を開会
いたします。

配布資料の確認

委員会成立要件の確認（全委員 11 人に対し、9 名の出席であることから、千葉県県土
整備部所管国庫補助事業評価監視委員会運営規程第 6 の規程により半数以上の出席があ
ることから会議が成立していることを確認した。）

委員の紹介

県土整備部職員紹介

議題（1）正副委員長の選任について

・千葉県県土整備部所管国庫補助事業評価監視委員会設置規程第 4 の 2 の規程
により、委員の互選で榛澤委員を選任し、同設置規程第 4 の 3 の規程により、
榛澤委員長から高橋委員を副委員長に選任した。）

議題（2）千葉県県土整備部所管国庫補助事業評価監視委員会運営規程の改正及び同委 員会傍聴要領の制定について

- ・同委員会運営規程について、議事録の公開にあたり、議事録の記載事項を規定するとともに、所要の改正について承認された。
- ・同委員会傍聴要領の制定について承認された。

榛澤委員長： 審議状況の公開について確認（審議の公開について千葉県県土整備部所管国庫補助事業評価監視委員会運営規程第 10 の規程により、今回の 7 件の案件について公開で審議することを確認した。）

傍聴者及び報道関係者の入室（傍聴者 なし）

議題（3）再評価実施要領に基づく再評価を実施する事業について

通常砂防事業 志駒川

（事業採択後 10 年が経過した時点で継続中ということで、再評価を実施。）

<事業担当より事業内容の説明>

委員：水衝部のところで溪岸が侵食、あるいは河床低下が起きているとの説明だが、なぜ床低下は起きているか。もともと砂岩、泥岩の地帯で、横向きに広がるというよりは、下向き、掘れる川ということか。

事業担当：勾配が非常に急激だということで、当然、総流量というか、水流も速い。そういうことで縦侵食が起きている。

委員：資料では、「下流の護岸工をやる」と書いてあるのですが、普通、河川工事は、一般には下流からやっていくわけで、下流を安全にしていって、だんだん上を安全にしていく。ただ、この文章だけを読むと、なぜ最後に下流のほうに行くのか。

事業担当：委員がおっしゃられましたように、通常、河川事業は下流から施工していきます。ところが、この砂防事業は、上流からの土砂の流出を抑えて調節するということが前提になりますので、この事業としては人家の集中している下流側が残ったという形になります。

委員：対象のエリアの今後についてお伺いしたいのですが。二つ質問があります。

人家 32 戸に対する被害軽減効果ということになっておりますが、この計画をした当初と、現在と、そこに住んでいる人の数は増えているのか減っているのかという点が 1 点です。

もう一つは、11 ページ（説明資料 7 ページ）の「事業の投資効果」で、人家と耕地という私有のものと、あと道路がありますが、その投資効果の便益の比率を教えてください。

事業担当：投資効果の比率のほうからですが、全体の被害額は約 25 億円でございます。それから年平均便益を出すわけですが、そのうち道路が約 6 億円、人家・耕地が約 9 億円です。その他公民館が 3 億円、あと人命保護という便益も検討しておりますので、そちらが約 7 億円で、合計 25 億円になります。

委員：このエリアはこれから人が増えるのか減るのか、近い将来放棄されるという可能性もありますか。

事業担当：南房総地域は、国勢調査によりまして人口が減少しているところですので、増えるということはなかなか考えにくいのではないかと思います。

ただ、県道に面しておりますので、交通の便はそれなりに確保されているところですので

で、そういうことにはならないのではないかと考えております。

委員：そうすると、50年というのは、ある程度リアリティのある仕事とあっていいですね。

事業担当：はい。

榛澤委員長：資料の環境保全型護岸の奥のほうは、前にやって、これだけ植栽ができましたというふうに理解してよろしいのですね。

魚道工のところ、下部は侵食されるので、一応コンクリートで抑え、その上に土砂を置いて、魚道をお考えなのかどうか。

事業担当：護岸のことですが、たまたま写真では、いわゆるカゴマットといいまして、先ほど「コンクリートブロック等」というふうに説明いたしましたが、そのほかに、カゴマットということで、鉄線で作りましたカゴに石を詰め込んだ、そういう護岸もやっております。

それと魚道のところですが、床固工をやりまして、その一部分を魚が上れるように水みちの連続性を確保しています。

委員：進捗状況は、19年度で73%。あと2年あるのですが、これは予定どおりと考えてよろしいですか。

事業担当：予定どおりと思います。

榛澤委員長：ほかにございませんでしたら、通常砂防事業志駒川について、「継続」ということでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

榛澤委員長：では、「通常砂防事業 志駒川」について、「継続」といたします。

木更津港港湾環境整備事業 吾妻地区

(再評価実施後5年が経過した時点で継続中ということで、再評価を実施。)

<事業担当より事業内容の説明>

委員：昨年度、船だまりの事業がここで議論されたと思うのですが、関連して、その進捗状況が今どうなっているのかについて、昨年再評価後、特に障害が生じているかどうか、その辺について簡単なご説明をいただきたい。

それから、評価指標の取り方で、便益として「1. 港湾周辺地域環境の改善」、おそらくこれが住民との関わりで意味を持つてくる指標だとは思うのですが、その順番づけで2が就労環境、3が港湾来訪者、この書き方がいいのかどうかということ。

それから、17ページ(様式-4)の基本テーマあたりを見ると、「地域の人々」に先立って「港湾関係者」という書き方がなされているわけです。その辺の優劣関係について何か整理がなされているのか、確認をさせていただきます。

事業担当：今回の港湾緑地の整備事業が、埋め立てまして緑地を整備するという形になってございます。昨年度お願いした改修事業の船だまりの整備事業につきましては、環境整備事業よりも若干進んでおりまして、いよいよこの改修が完了しまして、そろそろ埋立、中に土砂を投入しようかという形になっております。

今回の事業については、来年度(平成20年度)に外周を完了して、同じ木更津の南部地区に地盤改良のためのプレロードとして使った土をストックしてありますが、それを来年度からこちらに入れていくという状況です。大体同じようなペースで進んでおります。

評価対象とする便益の1番、2番、3番について優先順位があるかということですが、これについては特にございません。便益として六つのうち四つを貨幣換算しなさいということになっておりますので、この四つをこういう順番でたまたま挙げさせていただいたという形です。

ただ、1と2については、貨幣換算をするにあたり、この公園の規模が2.5haということで、この規模の都市公園ですと、緑地を誘致する距離が500mとなっています。ですから、1と2については、500m区域の中の住民なり就労者の方にアンケートをして、こういう環境整備のためにどれぐらいの支払いが可能ですかと、そういうアンケートの結果から1と2は出しております。

3については、すぐそばに中の島公園というのがありまして、そこの公園に来ていただいている方に、そこに来る時間、旅行費用について直接ヒアリングしまして、その人たちは、お金をかけて、時間をかけてもこの緑地を利用するんだという前提に立ち、その便益を出しました。

そういう順番で1番、2番、3番という形で書いております。別に優劣という形ではございません。

委員：完了後の維持管理をきちっとしてもらわないと、草ぼうぼうになって、せっかくつくったものが有効に活用されない場合が、結構、過去に往々にしてあったものですから、その辺はいかがな対策というか、どういう方針でおられるのかということをお聞きしたいと思います。

事業担当：この緑地につきましては、木更津市から整備を非常に強く求められております。

また、緑地となりますと、県では3年ほど前から指定管理者制度をとっております。この緑地もそのような形で指定管理者ということで木更津市が受けてくれれば一番いいのではないかと考えております。

委員：進捗状況は11.5億円で64%となっておりますが、平成21年度までに全体が終わるといふ計画だと理解しているのですが、そうではないのですか。事業認可の期間はもっと違うのですか。

事業担当：事業認可が平成21年度までですので、今回のこの資料は、事業認可の形として出した資料で、先ほど、今の進捗ベースですとなかなか認可の中で終わらない、平成23年度まででしたら完了する見込みです、その場合のB/Cは1.22になる、という説明をさせていただいたところです。

委員：進捗率は64.1%で、これは21年度までに終わらないので事業認可を取り直すということをお考えいらっしゃる。そうすると1.22になるということですね。かなり低いのですが。

それから資料で、将来、県内の人口減少が伴うと云々。1.16というのは、どれに対して1.16なのですか。今現在は1.28ですね。1.28が1.16になるわけでしょう。そうすると、事業認可を取るときに、またB/Cは検討されるでしょうが、1.22がどのぐらい減るかはわかりませんが、人口が減ってくると、このB/Cはもっと下がるのが考えられないですか。

事業担当：現在のものから10%減ったという場合は1.16になった。さらにそれ以上減った場合は、1.16より下がるということはあると思います。

委員：1.16 というのは、今の平成 21 年度に完了するということで 10%人口が減った場合でしょう。今度、事業認可の期間を延ばすわけでしょう。そうすると B / C は、もともと 23 年までに順調に終わったとしても 1.22 に下がるわけですね。当然期間がかかりますから。しかし、そこでさらに人口が減るという要素が入ると、もっと下がるんじゃないかという心配をしているのです。

事業担当：そういう可能性はあります。

委員：そうすると、1.16 の事業そのものをやる社会的意義があるかどうかという議論までされてくる可能性があって、これはここで心配することじゃないですが、事業認可そのもの、見直しそのものができるのかどうかということもあるということと、非常に重要な事業であるならば、できるだけあと残った 2 年間でも事業費を積んで早くやらないと、事業認可、見直しそのものもできないし、やる意味が問われるのではないかと思います。その辺についてはっきりした見解を聞かせていただきたいと思います。

事業担当：委員ご指摘のとおりでございます。おかげさまで、海上工事がほぼ終了いたします。今後、陸上工事になってまいりますので、集中して事業を早く完了するように努力してまいります。

榛澤委員長：費用便益についてですが、さっきの説明で「評価方法が変わった」とおっしゃいました。「評価方法が変わった」というのは、今のおっしゃったことですか。それとも、どういうふうに変ったのでしょうか。

事業担当：評価方法の変更につきましては、再評価のときは、平成 11 年に出されております「港湾工事の評価に関するガイドライン 1999」を使って評価しております。このときは、周辺環境の改善、就労者の改善、この原単位がこの金額を使いなさいというふうに決まっておりました。例えば港湾就労者の環境改善の便益は、1 人当たり年 1 万 3,439 円を使いなさいと決まっておりました。再評価のときはその数字を使ってベネフィットを出していたわけですが、今回は、ガイドラインが改定されまして、アンケートによる調査に基づいて原単位を出しなさいということになっております。今回、それに基づいたアンケート調査をしたわけですが、その結果、1 万 3,000 円が 6,000 円になった。高くなったり安くなったりする項目もあるのですが、概ね安くなってしまった。コストは縮減して C が下がったのですが、それ以上に B の落ち込み、減少が大きかったものですから、結果的に B / C が再評価のときより今回下がってしまったということでございます。

榛澤委員長：それでは、ここのところ、評価方法が変わったことを明記して下さい。

また、説明で、なぜできなかったかという理由を述べておりますので、そういう点を明らかにして委員方のご了解を得るということにさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

委員：さっきのところ心配なのですが、先ほどの説明で、残っているのは 21 ページ（説明資料 3 ページ）の港湾緑地の ということですね。つまり、埋立を今やっつけて、港湾の施設ではなく、緑地にするわけですね。これが遅れているわけです。状況によって、事業認可の取り直しがいつになるかわかりませんが、その時期になると、当然人口減を想定した便益を出しなさいという指導を受けることになるのではないかと思います。そうすると、費用便益ぎりぎり、ほかの事業と比べるとやる意味があるかどうかという議論までなされてくる。そういうことも含めても、今これを続けるのか、急いで

やるのかという選択肢が一つあるのと、もう一つの選択としては、港湾の機能としてここにつくらなくても、そこまでして便益が下がるような事業をやる意味があるのだろうか。つまり、 という地区を除いた事業と という地区を入れた事業との費用便益比を比較すると、 を除いたほうの便益比のほうがいいわけですね。今の時点で選択するとすれば、 というものをやめたほうがいいじゃないかという議論が当然理屈の上では出てくると思います。そういうことも含めて議論をしておいたほうがいいのではないかと思うのですが。事業担当：港湾緑地 ですが、先ほど話しましたが、海上工事がほぼ終わっております。今後、仮置きしてございます用材をここに投入して上物が整備されるということで、上物についても芝生広場程度ですので、この港湾緑地 で今後の費用としてはそんなにかかってこないのかなど。それよりも、今まで投資した分が非常に高い。外郭施設ですので、水面下の非常に高いところになる。したがって、私どもとしては、早急に完成させてまいりたいと考えております。

委員：小型船舶とプレジャーボートの収容機能もこの港湾の中にあるのですよね。

事業担当：この事業ではございませんが、この港湾の中にはそういうものがございます。

委員：実質上はプレジャーボート等の係留がこの中で行われるのですね。この写真を見たら、多くの小さい船が浮いていますね。

事業担当：ここは、プレジャーボートということではなくて、漁船の収容場所になります。

先ほど質問の答えで説明させていただきましたように、漁船のための係留施設です。昨年度再評価いただきましたそれと一体として事業を進めているものです。

榛澤委員長：これ、漁船ですか。

事業担当：はい。したがって、緑地と小型船の係留施設、両方合わせて一体として機能が成り立つという、そういう性格のものだと考えております。

委員：この辺に並んでいるのも漁船なのですか。

これ自体は別に不法ではないですか。

事業担当：はい。不法ではございません。

委員：それともう一つ、こっちに水は流れるのですか。

このところを仕切っておかないと、こっちは相当汚染が……。完全に仕切るわけではないのだけど、こっちに流さないと、こっちの水質が相当悪くなる可能性はあるのでしょうか。

事業担当：この水は、こちらにも、こちらにも、両方流れていくという形になります。

委員：わかりました。というのは、プレジャーボートがはやるかと思っていたのですが、そういうものに対する便益というのは、なかなか、普通のB/Cに乗らない議論なものですから。ただ、今、プレジャーボートが入らないということを聞きましたので。将来はあり得ることも……。

事業担当：その場所は漁船だまりということで整備いたしましたものですから……。

委員：今のところはないと。

事業担当：はい。

委員：先ほどの港湾緑地 に関するのですが、きっとこれは、今も説明がありましたように、船だまりとの関連で必要なものとなってくるというのが当然あると思うのですが、他方で、14 ページ(様式 - 3)に社会経済情勢などで「物質的な豊かさのみならず精神

的な豊かさも」云々と書いてありますが、もしそういう要求が強くなってきているのであれば、本来は、ガイドラインが改定されて、アンケート調査によるもので、むしろこの原単位が上がってくるはずです。それが逆に半分以下になっているということは、ここへの魅力が足りない、あるいはアクセスしづらいというようなことがあるのではないだろうか。そっちの方面から、ここは古くからの市街地に近接していてオープンスペースが足りないということですので、アクセスの改善ということに関連で考えられているのかどうか。それがもし考えられているのであれば、今後アンケート調査による原単位が上がることで便益を上げていく、そしてこの事業のB/Cが改善されるということは考えられると思うのですが、そうしたことは検討されていますか。例えば へのアクセスですね。

事業担当： へのアクセスは、この中に駐車場も今用意してございます。そのものは、木更津駅から真っ直ぐ出てきてすぐある緑地ですから、電車とか徒歩ではかなりアクセスがよいところじゃないかと思えます。

車で来る方のためには、ここは駐車場を用意しておりますので、こちらのアクセスは車の方に対してはかなりよくなるのではないかと。周囲に駐車場がありませんので、そういう形ではよくなるのではないかと考えています。

それと、今、都市計画道路も市あるいは県のほうで整備中でございます。それについてこの評価の中で勘案してございませんので、このような結果になってまいりますが、そういったものが整備されると、またより多く利用されるのではないかと考えています。

委員：就労者や来訪者に関する便益の単位が上がるということも、今後上がる予想があると思っていいますか。

事業担当：はい。

委員：漁船の船だまりとか、あるいはまた漁船の係留ということですが、漁港としての施設機能はつくられるのですか。

事業担当：管轄が違いますので、直接漁港とは言いませんが、ここについては漁業の方が従事するための係留施設をつくっております。ですから、ここについては、今おっしゃられた意味の漁港としての機能は十分果たせると考えています。これは昨年度に事業評価していただいた場所です。それについては漁港の機能は十分あると思えます。

なお、港湾は貨物を扱います。これは漁船が魚介類を貨物として扱うということで、漁船が使う船だまりということで、今回の事業は環境整備ですので緑地だけですが、それと近接している港湾事業のほうでそれらについては整備をしております。昨年ご審議いただいた案件でございます。

委員：土地の用途の指定は、どういうふうな指定になっているのですか。

事業担当：それは野積場・荷さばき地ということで、一般の港湾の利用地と一緒にです。

委員：特に、あの辺は地震のときの防災基地に非常に役立つような場所かなと見ていたのですが、当然そういったものも便益には入ってくるのですか。

事業担当：港湾の緑地の整備の中には、防災としての機能も持つということで便益もカウントしていいよということにはなっているのですが、それが貨幣換算するのが非常に難しいということで、今回については、災害時に関する便益の評価、こういう効果がありますよということで定性的に評価したということです。当然、防災基地としての便益はあると思っております。

委員：先ほどの写真を見ると、人家が密集していますから、地震あるいは火災等の防災基地として非常に役立つかなと見ておりました。

事業担当：おっしゃるとおりでございます。ただ、貨幣換算がなかなかできない。

榛澤委員長：ほかにございませんでしたら、各委員のご意見を検討し、修正するところは修正していただくこととして、木更津港港湾環境整備事業 吾妻地区について、「継続」でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

榛澤委員長：では、「木更津港港湾環境整備事業 吾妻地区」について、「継続」といたします。

木更津港海岸高潮対策事業 木更津地区・君津地区

（事業採択後 10 年が経過した時点で継続中ということで、再評価を実施。）

<事業担当より事業内容の説明>

委員：予定は 30 年ということなのですが、遅れているということですか。

事業担当：特に遅れてはいないと思います。

委員：想定浸水域、想定被害をどのように算定されたか教えていただきたいのですが。最近ハザードマップなどが出ているので、かなり細かく、どの家屋が床下・床上が浸るかというのがわかると思うのですが、そこまで細かくおやりになっているのか。

事業担当：ここの計画高潮位は A P + 3.6m です。この整備前は護岸が完成していなくて高潮によって浸水するということなのですが、この地盤高を全部調べまして、そこにある家屋を調べました。それと、床上床下どれぐらいになるかということも調べまして、建築基準法から 45 cm、それ以上については床上、それ以下については床下という形で浸水の深さも調べまして、その中の各全戸面積を出して被害額を出したということです。

委員：浸水の被害として、写真ですと、東京湾の水がここへ来たわけではないのでしょうか。

事業担当：それもありません。東京湾の高潮の水と、台風の際の内水、それとあわせてこういう被害が出たということです。吐けなくなったということですね。

委員：東京湾がそれだけ高くなって降った水が吐けないという意味の浸水と考えてよくて、本当に東京湾の水がこちらにやってきたというわけではないのではないですか。

事業担当：そこまで調べておりませんが、護岸が、奥のほうはずっといきますと、こちらのほうは、先ほど申しました A P + 3.6 という計画までは来ておりません。通常 50 年の確率でやっているのですが、この 3.6 まで来たとすれば、東京湾の水もここに来たであろうと考えております。

委員：排水機場 1 基で、これ全部吐けるのか心配ですが。

事業担当：ポンプが 2 系統ございまして、1 基が毎秒 7.25 トンの計画です。これが 2 基でこの浸水区域の中が全部水が吐けるかということ、決してそうではございません。計画は、床上浸水をなくするような計画としております。当然、門を閉めますので、東京湾の水は上がってこなくなるのですが、そのときに台風と一緒に来ますと、内水が吐けなくなってしまう。7.25 トン 2 台で床上浸水だけは抑えようということなのですが、今回は 1 系統がようやくできたということでございます。

榛澤委員長：ほかにございませんでしたら、木更津港海岸高潮対策事業 木更津地区・君津

地区について、「継続」ということでよろしですか。

(「異議なし」の声あり)

榛澤委員長：では、「木更津港海岸高潮対策事業 木更津地区・君津地区」について、「継続」といたします。

千葉港海岸環境整備事業 検見川地区

(再評価実施後5年が経過した時点で継続中ということで、再評価を実施。)

<事業担当より事業内容の説明>

委員：B/Cがかなり減少したということで、その大きな理由としてB/Cの算定方法が変わったということですが、調書への配慮が必要かという感じがいたします。

便益の一つの柱である海岸利用便益について、このあたりは「海岸づくり会議」などの影響あるいはその成果として数値が上がったのかどうか、それを確認させてください。

事業担当：今回ご審議いただいている検見川の浜、隣に稲毛、それと幕張の浜と、三つの人工海浜がございます。「海づくり会議」では、これを一体的に利用した背後の動線確保ということが提案されております。

今回、この「海づくり会議」の中では、遊歩道のバリアフリー化が提案されております。遊歩道がちょっと高くなっているものですから、車いすの人がそこに乗り入れて海を眺められるようにという形で、バリアフリー化のための斜路を何ヵ所か設けてございます。そういうこともございまして、「海づくり会議」の中の提案については、我々はこの事業の中で実施できるものについてできるだけやっていくという形でございます。ですから、利用者の意見も反映してやっているということでございます。

榛澤委員長：京葉線と並行したところに堤防があり、こちらに川がありますよね。結局、高潮がずっと上っていくとすると、かなり奥まで影響があるのかなと思ったものですから。

事業担当：勾配が奥に向かってついております。レベル湛水法でこの流量を調べまして、越波量を調べまして、湛水区域がここになります。この範囲の費用便益を出しているという計算です。

昭和52年度からずっと高潮対策事業として一貫してやってきました。再評価のときは、護岸の投資額も含めて工事費も入れてましたし、便益にも入れていた。すなわち、ここ全体が潮がじわじわ上がってきて全部水没しちゃうという便益と費用を見ていた。今回の認可は、護岸ができた後の越波量を軽減するという護岸の工事ですので、越波の量を調べて今回この便益に充てたという感じでございます。

榛澤委員長：私たちが聞いてわかるのですが、これだけの書面を見るとちょっとわかりませんので、先生おっしゃったように補足説明しておいたほうがいいのではないかと思います。

事業担当：そのようにさせていただきます。

委員：防護ラインにマリーナが入るのですか。

事業担当：線が間違っております。申しわけありません。

委員：どうして奥側が浸水するんですか。

事業担当：じわじわ上がる高潮と、偏差についてはいいのですが、ぶつかって波が越えてその量を計算しております。土地が向こう側(奥)に勾配がついておりますので。

委員：向こう側に流れて行く。そうすると、その場合は、道路の被害の部分で、例えば水路

のようになる部分というのは、特に被害として挙げなくていいのですか、公共土木施設被害額として。管路の中に入っちゃうとか、その辺は。

事業担当：一般資産の何%という形で見るとはなっております。それはマニュアルにあります、公共土木施設の道路だとか橋だとか、そういう被害は一般土木資産の180%という形で計上しております。

委員：52haで2,000軒というのは、これ、浸水しているエリアは集合住宅が結構あるところですか。その場合、どういうふうに被害を算定するのですか。

事業担当：あります。集合住宅は建築面積で見ます。

榛澤委員長：ほかにございませんでしたら、各委員のご意見を検討し、修正するところは修正していただくこととして、千葉港海岸環境整備事業 検見川地区について、「継続」ということでよろしですか。

（「異議なし」の声あり）

榛澤委員長：では、「千葉港海岸環境整備事業 検見川地区」について、「継続」といたします。

館山港海岸環境整備事業 館山地区

（再評価実施後5年が経過した時点で継続中ということで、再評価を実施。）

<事業担当より事業内容の説明>

榛澤委員長：この項についても、便益が2.3から4.6となった理由について、加えていただくといいのではないかという感じがいたしますが。

事業担当：はい。

委員：このあたりは海岸法上の海岸管理者としての責務が当然にかかりますので、当然、継続してやむを得ないと思えますが、1点確認ですが、アクションプランとの関係で一つ理由づけがなされておりましたが、アクションプランで何かこれに関する指標なり評価がなされているかどうか。例えば観光客の増加とか、そういう指標が何かあって、ここで説得づけられるものがあるのかどうか、それだけお教え願えますか。

事業担当：ございません。アクションプランは、あくまでも観光立県ということで、これも含めた南房総全体の観光ということで評価していると思えますので、個別の事業に対して数値的な定量的な評価はアクションプランの中ではやっていないと思えます。

ご指摘のとおりでございます、このアクションプランに位置づけられているものを進めるに当たって、どの程度どう評価するかということについて、今後検討していきたいと思えます。

委員：それに関連してですが、先ほどのもう一つ前の検見川のもそうですが、ここのもそうですが、どちらかというと説明自体は海岸利用便益のほうが強調されている。だけれども、実際のB/Cをやる場合には、浸水防護便益で実際は稼いでいるというのが現実だと思うのです。そこが今ご指摘になったところとちょっと関連していると思うのですが、こういう場所は、海岸利用便益がほかのところよりも高いというほうが、本来、説得的であるわけですね。こういうアクションプランの位置づけ、重点的な整備の位置づけになっているということは、そうであるべきなのに、それがどうもそうになっていない。海岸利用便益の計算の方法をもう少し加算できるような方法を常に考えられたほうがいいのではないかと

と思います。

委員：この費用便益の計算の仕方についていろいろ議論があって、これは国で決められた便益のほうでしょう。それを一緒にしないで、別にしておいてほしいのですね。そうしないと、プロジェクトの間の比較はできなくなっちゃうので。多分ここでは、便益のやり方をこうしたほうが良いというところまではやれないのではないかと思うのですが、そこはどうなんでしょうか。

事業担当：これは、マニュアルがあって、それに基づいて計算というのは進めなければならないと思っております。それに加えて、県のアクションプランとかそういったものがあるということプラス・アルファ的に考えて評価させていただければよろしいのかなと考えております。

委員：この護岸、これは海浜の侵食を止める機能もあるし、河口の安定機能もあるのですが、この護岸は、基本的に高潮と吹き寄せのようなものを抑える護岸ですよ。

河川サイドから言ったら、こっちの堤防の整備は十分進んでいるのですか。つまり、事業としての全体の整合性があるのか。なければ、「これから頑張ります」でもいいんですけどね。

事業担当：海岸の整備ですが、いま我々はここで止めております。というのは、港湾区域がここでおしまいだということで、ここまでが事業計画に入っています。では、こちらのほうについてはどうなんだということについては、河川課のほうで今後調査を進めるということで、これについても一連の事業でやっていくということにはなっております。ただ、こちらの河川本体のほうにつきましては、まだ情報をもっておりませんので、いまお答えできないということです。

委員：一応チェックしておいてくれませんか。ここの浸水がどうのこうのというのは、必ずしもこっちから浸水するわけではなくて、こっちから当然浸水しますよね。そっちだけ止めたって、あまり意味がない。河川との整合性があるプロジェクトということですね。

榛澤委員長：例えば千葉県海岸線の全体像といいますか、この次の機会がいいですので、どういう事業をやっていて、どうなっているのかという全体像を、この次に示していただければと思います。

委員：これは26年まで継続するのですね。

事業担当：29年です。

委員：これは、一応予定どおりと考えていいですか。

事業担当：平成5年から29年までの事業期間でございまして、今、ちょうど半分。ただ、進捗としては3割弱ですので、若干進捗のほうは遅れていますが、今後頑張って事業を実施していきたいと。

委員：これはぜひ、進捗が遅れないように。そのうち、またこれは29年度にかかりますので、そのときになって遅れていると、また「どうするか」という議論になりますので、早く進めてほしいと思います。

榛澤委員長：ほかにございませでしたら、各委員のご意見を検討し、修正するところは修正していただくこととして、館山港海岸環境整備事業 館山地区について、「継続」ということでよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

榛澤委員長：では、「館山港海岸環境整備事業 館山地区」について、「継続」といたします。

名洗港海岸環境整備事業 名洗地区

(再評価実施後5年が経過した時点で継続中ということで、再評価を実施。)

<事業担当より事業内容の説明>

委員：今、どこまでできているのですか。

事業担当：今、突堤、離岸堤、その他について全部できております。今残っているのは、背後の遊歩道。それは、こちらの半分程度、この辺までできております。残りについて未整備という形になっております。先ほど申しましたように、ここの中央突堤はこちらまで付ける予定だったのですが、砂がかなり付いたということで、この突堤の延伸については中止といたしまして、コストを下げたという状況でございます。

委員：この砂は自然に付いたのですか、養浜にしたのですか。

事業担当：自然に付きました。

委員：費用便益の算定で、社会的な何かを4%低減していくというのは、どういう意味ですか。

事業担当：社会的割引率ですか。費用と便益を出すときに、これから先の事業費とか便益について4%ずつ下げていきます。過去の支出したお金については、逆に4%ずつ上げていくという計算方法をとるようにしております。それを社会的割引率ということで、4%の係数を掛けていきなさいということになっています。

委員：今の1億円は、10年後には1億円以上の価値がある、こういうことです。便益についても、将来の1億円の便益は、今の便益にすると割引率で6,000万円か7,000万円か、下げて、それを全部足し合わせる。費用も同じです。今の1億円の投資と将来の1億円の投資では、時間差があるのでというふうに考えます。

委員：先ほどの地図を見ますと、反対側の海岸、君が浜は浸食されているんですね。先をぐるっと回って、今ある場所と屏風ヶ浦がつながって、飯岡の海岸へ来ると堆積しているんですね。この潮の流れとこの部分は非常に関係があるのですか。そこに、今度はマリーナの関係がありますね。ここの砂もほとんど全部、人工でなくて自然に乗ってきたということですか。

委員：堆積しているのは、ここと関係あるのですか。もし名洗地区だけで堆積しているのであれば、侵食により消失した土地の分と、堆積によって出た土地の分、今度は土地が儲かるわけですから、それをプラスにしないとおかしいですね。侵食で1mずつ減りますから被害がありますよ、でもある部分で増えているなら、その分土地が増えたということであれば、その分土地が儲かったという計算を考えてないと思うのですが。

事業担当：屏風ヶ浦はずっと侵食されておりますが、侵食対策事業としてもう完成しております。ここは、こういう突堤を出して侵食を防御するということと、離岸堤によってここに自然と砂が付いて堆積した。ここのすぐ裏は、屏風ヶ浦として侵食対策を行っております。

委員：例えば砂が堆積することによって養浜しなくて済んだと考えると、便益が発生している可能性があるんですね。もしかしたら養浜するために一生懸命に砂を入れていたのを費用として換算していたが、その分費用として計上しなくて済んだという考え方はあり得る

かなと。

事業担当：うちの事業では、養浜という形ではやっておりません。自然に付いた砂でございます。それと便益は、侵食されたら土地が減るということで便益を見込んでおるのですが、前に出てきたのは、土地といいますか、形状は土地なのですが、登記をしてそれを何とかに利用する、価値を生み出すというものではございません。

委員：対象便益ですが、土地被害額は、1年間に1m減るということで、土地の費用を掛けるのですか。1mずつ減っていくとすると、1年間の土地被害額は、「土地の面積×地価」みたいなもので出すのですか。

事業担当：便益は完成後50年間という形で見ることになっております。ですから、今回は、「50年間の便益で毎年1mずつ侵食されたとすると」ということで、50mの奥のところまで、土地の面積と、そこにある家屋を被害として算定しております。

委員：このT形の突堤、それとこの離岸堤でいろいろ養浜をして、砂の侵食が防がれているということですが、片や一宮海岸から片貝海岸においては、T形の突堤、離岸堤をやっていますね。あまりかんばしくない、こういう結果が出ていると伺っているわけですが、T形の突堤の効果というのはどうなんでしょうか。

事業担当：一宮海岸とか片貝海岸は河川のほうの所管の海岸なので我々はあまり詳しくはないのですが、効果がないということではなくて、非常に莫大な事業費がかかるので効果はあるのですが、莫大な事業費に比べてどうかという議論のように記憶しております。いわゆるT形の突堤はヘッドランドと称していますが、それはそれで砂の付き具合を見ながらやっていきましょと。プラス養浜、砂を入れることによって海岸を保つという事業もあわせてやっていきましょというふう聞いておまして、確か、必ずしもそのヘッドランドが効果がないということではなかったように記憶しているのですが。

委員：これは本当に難しい問題です。一般論で言うと、上流にダムをつくると土砂が来なくなるとよく言われますが、砂は、ダムをつくってもつくらなくても出ちゃうんですね、それより下流のところから。考えるタイムスケールが何千年ぐらいのスケールで行くと、多分その議論は成り立つのですが、まだダムをつくってから数十年しか経っていないのに、海岸に影響が出るかといったら、これは本当に学術レベルの論争ポイントで、それほど簡単でもないんですね。

例えばさっき言われた一宮辺りの侵食とこの辺の侵食が原因が同じかと言われると、これもまたいろいろな説がありましてね。「これだ」と簡単に言いにくいところがあります。例えばここで僕は「養浜ですか」と聞いて、「違うよ」ということだったのは、これはどっかが削れてどっかが溜まったのではなくて、沖の前のほうにいた砂がこっちに戻ってきたというものなんですよ。場所によっては、これをつくったためにどこか削れてここに付いたというのものもあるし。ここに関して言えば、前に出ていたもの、海底にいた砂がこっちに戻ってきたという砂なんですよ。だから、一般論で言うのは難しいですね。

委員：B/Cの減少原因、これは算定対象等々がおありのようですので、その辺を明確にさせていただく必要があるだろうということと、それでもなお事業継続というその一つの大きな理由としては、進捗率が90%以上ということがあるだろうと思います。進捗率を考えるということは、先ほど来の議論がありましたが、県全体の海岸事業がどういうスタンスでどういう重点配分をしているのかということのを本来問題にしなければいけないのでしょ

うけれども、ただ、私の印象だと、その辺の問題というのはこの委員会のミッションではないのではないかという感じがしておりまして、海岸法上の諸々の協議会とか制度があると思いますので、そちらのほうでやっていただくということで、ここの委員会は、私はもどかしさも感じますが、一応ミクロの視点でこの事業がいいかどうか、そういう観点からして継続するべきだという結論に立たざるを得ないという感じがしております。

榛澤委員長：ほかにございませんでしたら、各委員のご意見を検討し、修正するところは修正していただくこととして、名洗港海岸環境整備事業 名洗地区について、「継続」ということでよろしですか。

（「異議なし」の声あり）

榛澤委員長：では、「名洗港海岸環境整備事業 名洗地区」について、「継続」といたします。

都市公園整備事業 長生の森公園

（再評価実施後5年が経過した時点で継続中ということで、再評価を実施。）

<事業担当より事業内容の説明>

榛澤委員長：本日欠席された、公園分野の石川委員から意見が出ておりますので、ご紹介よろしくお願いたします。

事務局：先日、石川委員のところにお伺いし、説明させていただいたところです。そのとき意見をいただきましたので、読み上げます。

「長生の森公園の再評価について、評価委員会に出席できませんので、意見を申し述べさせていただきます。

社会経済情勢の変化を踏まえて基本設計案の抜本的見直しを行い、里山の保全、生物多様性の持続的維持、環境教育など地球環境の時代の要請を踏まえた変更となっていることを高く評価いたします。

このことにより、整備費のコスト削減が大幅に可能となっております。

計画案の変更にあたっては、地域の市民参加によるワークショップの開催を行い、時間をかけて検討を行ったことも、これまでの公園整備とは大きく異なるものです。

以上の理由により、事業の継続は妥当であると判断いたしました。

今後の事業計画にあたっては、さらなる住民等の参加や連携を深めるなど、持続的な取り組みを期待します。」

以上でございます。

委員：用地は買収したのですか。

事業担当：全体の99%を取得しております。

委員：公園区域の線は何で決めたのか。

事業担当：公園区域を尾根筋で決めた経緯がございます、それはある面で景観的な配慮といたしますか。

委員：費用便益は公園のマニュアルでおやりになったということですが、これは南側も元々森林ですか。

事業担当：整備する着手前は、上と同じような状況です。

委員：北側の未整備の部分も、半分が3分の1ぐらいは森林がなくなるような計画だったと思うのですが、森林がなくなるとCO₂削減効果が失われるということで、逆のことが起

きるんじゃないですかね。そうすると、マイナスに入れるべきではないですか。

事業担当：前回のマニュアルと今回のマニュアルは少し考え方が変わりました、前回のマニュアルに比べて緑地の持つ環境の価値を大きく評価するように、若干指標が変わったところがございます、そういう意味から、今回、前回に比べて森を残すようになってはいますが、先生おっしゃるとおり、若干なりとも森を切るのですが、そういう評価の係数みたいなものが変わった関係で、先ほど申し上げましたように、便益効果はかなり高いものが出ているということでございます。

委員：森がなくなることによりCO₂削減効果が減ることの不便益を計算し忘れてはいませんか、という質問なのですが。

プラスはあっても、マイナスはないんですよね。それは、結局、ここで言ってもしょうがない話なのかもしれないけれども。

だけど、もうちょっとプラスに考えると、分析マニュアルの中に「植栽を加えることによってCO₂削減効果を見込みます」ということが書いてあるということは、逆のことをやれば、プラス、マイナスの符号を逆にして足し合わせないと、本当はおかしいですね。荒地にもそれなりのCO₂削減効果があるのかよくわからないのですが、そこに木を植えるならプラスにするのはいいのですが、かなり山のほうのたくさんの森があるところを切るというのは、負の便益が生じているのではないかと。おそらく、それを入れてもそんなに変わらないと思いますけれども。

先ほどの港湾の事例で、樹林面積が0.2haで年間16万円なんですね。これはざっと計算をすると、ここは森林部分が30ha減っているとすると、年間2,400万円のマイナスが生じているのです。多分、それを50年で割り引いても、おそらく1.1を切ることはないと思うのですが、マニュアルどおりにやるとおそらくこうなのですが、マニュアルに書いてあることをもう1歩踏み込んで理解すると、森林を削った分はマイナスに入れるべきではないかと思えます。

委員：補足説明しますと、私もCO₂の排出の観測をやっているんです。森をやるというのは、実は学術的にもまだ難しい。というのは、下草も全部取ってしまえば、腐食するものがないのです。木はあるけど、下に落ち葉やら何やらが出て枯れますが、これを毎年毎年完全に取ってしまったら、腐るものはないのです。CO₂の吸収分はあるのですが、下草もある状態だと、プラスしてマイナスして、CO₂の吸収効果はほんのわずかしか実はないのです。今度はこれを公園に替えると、ある程度、下草、芝生とか葉っぱが出てきます。そうすると、今度はCO₂の吸収効果は増えて、ちゃんと整理するから腐ったやつはそこからは出てこない。そうすると、プラス・マイナスをやると、公園にすることによってCO₂の吸収力が増えるなんていうことも出てくるんですよ。ただ、そこまでマニュアルが考慮しているかどうかを確認しておいてほしいのです。

事業担当：結局、公園の整備というのは、工場の跡地を公園にすることもあるし、要は、現況をどう条件に入れるかというところが、きっとおっしゃられている内容だと思うのですが、今そこがある面で考慮されていないという状況だと思います。

CO₂そういうものは評価上あるのですが、現況が、樹林地があって、従前の状況を評価上無視されていると。

榛澤委員長：マニュアルの評価の取り上げが変わったことを、ほかと同じように言っておい

たほうがいいんじゃないですかね。平成 16 年に変わりましたとおっしゃいましたね。それはアンケートを取ってやるようになったということだと思のですが、便益の場合。そうじゃないんですか。

事業担当：便益は、公園の場合、効用関数法という手法らしくて。それまでは代替法という手法です。

委員：用地の買収は、すべて県が買収しているのですか。

事業担当：そうです。

委員：関係市町村の負担は全くないと。

事業担当：用地という意味ではなくて、公園整備に要する費用について、用地あるいは施設整備を含めて負担いただいています。茂原市の場合は 3 割です。交付税の不交付団体ですと、4 割いただいています。

委員：用地、施設、すべてを含めて事業費の 3 割は茂原市が負担していると。

事業担当：「国の補助金を除いた額の」ということで理解していただきたいのですが。

委員：これは計画の変更はどういう段階にあるのかというのを教えていただきたい。

事業担当：この絵で市のほうとも合意いたしましたので、この事業計画に基づいて事業計画をこれから変更する予定でございます。

委員：「見直し前」と「見直し後」の図を見ているのですが、木を切るという意味では、広場のところは「前」のほうとあまり変わってないような気がするのですね。木の切り具合というか。

住民参加でいろいろ変更案を決めたようですが、健康の館とかそういうものもニーズとしてはかなりあるのではないかと考えておりますが、変更案を大体決めたようでございますが、その辺、本当に住民参加という形で決められたのかどうか、もう一度確認したいのでございます。

事業担当：総合競技場とか健康の館がある絵を見てのタウンミーティングということで、そういうご意見もあることはありました。ただ、現在、非常に良好な自然が残っておりますので、そういうものも大事にすべきだというご意見。これは別に決を取っているわけではありませんので、いろいろな意見がそういう中ではあり、県としては自然を生かした県立公園の整備を行っていきたくないと判断してきた次第です。

委員：これは、再評価委員会で再検討すべしということで地元に入ったのか。つまり、どういう形でこういう見直しに入ったのかなのです。再評価委員会が言ったからやったということなのか、地元でどういう入り方をしたのか。県がイニシアティブを取ったのか、市がイニシアティブを取ったのか、どういう理由なのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。今後の我々の役割みたいなものがありますので。「見直さなければいかん」というような話で入ったとすると、地元に対して情報が正しく伝わってなかったとも言えると思うので、その辺の説明の仕方についてここで確認しておきたいと思います。

事業担当：これにつきましては、一つのきっかけとしては、こちらの委員会でのご意見。それからもう一つ、県の財政状況が非常に厳しくなってきたということがございます。先ほど説明したとおり、残事業費があと 100 億円という当初計画ですと、何年かかるかわからない。そういう状況の中で、県としても何とかこの公園を早期供用をしたい。そういうためには、施設計画を抜本的に見直さざるを得ないのだと。そういうことで、地元の行政あ

るいは地元の市議会のほうに説明いたしまして、ご理解を得たわけでございます。

それからもう一つ、説明の中で落ちましたが、平成 16 年に県として「今後の県立公園としてのあり方調査」というものをやりまして、これからの整備の方針は、できるだけ自然を生かし、ロウコストで物をつくり、市民の意見を聞き、市民参加による管理運営、そういう大きな柱で県立公園のこれからのあり方みたいな流れをつくりまして、そういうものをベースにして市に説明をして、若干時間も要したのですが、ご理解をいただいたと、こういうことでございます。

委員：評価委員会の評価は、県に対して行ったわけですね。それを受けて、県がこういう公園をどのように整備するかという方針を内部で議論されて、それを受けて地元にしたということであればいいのですが、このままだと「評価委員会が言ったから」と言われちゃうと、正式に都市計画決定したり事業認可を得たものに対して、私たちがここで「こういう計画にすべきだ」ということは簡単に言えない面があると思います。私たちは、国の税金が正しく効率的に使われているかということをチェックする役割だと認識しておりますので、計画内容までどこまで立ち入るべきかというのは、議論をしておかなければいけないと思います。ですから、私たちの意見に対して「評価委員会が言ったから」というような言い方をされているとちょっと困るのではないかと私は思うのですが、その辺は大丈夫ですね。

事業担当：評価委員会を契機にして、県として、先ほど言いました「今後の県立公園はどうあるべきか」という議論をきっかけに評価委員会の意見をいただいたというふうに理解しまして、地元に対してはあくまで県立公園の今後の整備の方向、それから先ほど申しましたような残事業費と県の財政、そういったものの中で説明させていただいた。決して、「評価委員会に言われたからやりますよ」という言い方はしておりませんので。

榛澤委員長：評価委員会は、今ここに出てきた事業に対してどうあるべきかということをやっているわけで、その基本方針については別途の機関でやっていると思います。

委員：どちらかという感想ですけども、基本的には、このような大きな計画の見直しをされて、今後継続されたらよいと。結論から言いますとそういうことですが、今出ている心配と少し関係することですが、この委員会の権限の範囲内ではないかもしれませんが、これを見直しするときに、複数のシナリオは当然あり得ると思います。このまま前の計画のまま継続するという考え方もあるうし、ある程度今の社会経済情勢を反映させて自然環境を守る方向で見直そうというのがありますし、それでも総合競技場なり健康の館を楽しみにされていた市民の方も多くいらっしゃると思いますので、もう少し自然環境の影響の少ないところで計画を見直すというようなシナリオもあり得ると思うのですが。ある程度いろんなシナリオを検討されたのかどうかということをお聞きしたいのですが。

事業担当：公園が計画決定されているということですので、私ども公園としては、残された 30ha 弱の面積の中をどう使っていくかということが議論の出発点でございます。

それから、基本構想から見直したわけですが、その中では、専門家の先生のご意見なども伺いながら、私どもとしては、一つには自然の樹林地をどう残しどう生かしていくかという視点、もう一つは、県の財政状況を踏まえた中で、できるだけ早く投資効果を発現できるような整備のプランづくり、そういうことでまず構想をまとめまして、そこで市民の皆さんにパブリックコメントを求めたわけでございます。

その中で、確かに地元の市あるいは議会等には「箱物がなくなる」という話もしてご理解をいただいているのですが、市民の中から、パブリックコメントですから、当然インターネットでやって、メール等でご意見をいただいたのですが、中にはそういう箱物を残してほしいという方もいらっしゃったことも事実ですが、大半は、こういう土地利用の転換と申しますか、考え方の転換、そういうものは基本的にはご理解いただきまして、その中で具体的にどんなものをつくっていくかという中で、ワークショップでいろいろな意見をいただきました。先ほど申し上げましたように、ある意味では運動機能も残してほしいとか、谷津田に水辺があったりしますので、その辺もうまく活用できないかとか、いろいろな意見をいただきました。そういう意見を、最終的には、100%ではなくて取捨選択した中で、総体的な事業費の枠、地形上の制約といったものでどこまでできるかということワークショップの中でもいろいろ議論いたしまして、こういう絵柄に落ち着いたというところでございます。

委員：誤解ないように申し上げたいのですが、私は、この見直しの方向は時代の要請に合わせていて、個人的にはこれは正しい方向の見直しだと思っています。ただ、住民参加というプロセスを経ていらっしゃるにもかかわらず、今の説明ですと、県立公園という行政側のフレームの中で住民参加を試みられている。ところが、住民の側は、そうしたフレームは関係なく、自分のニーズをもって、自分でこうしたい、自分の周辺環境はどうありたいということで参加してくるわけで、そこまで広げて、「県立公園だけのテリトリーだから」ということではない形でやらないと、住民参加とは言えないのではないかという心配がちょっとあります。

榛澤委員長：今の意見は参考意見ということにさせていただきたいと思います。

ほかにございませんでしたら、各委員のご意見を検討し、修正するところは修正していただくこととして、都市公園整備事業 長生の森公園について、「継続」ということでよろしですか。

（「異議なし」の声あり）

榛澤委員長：では、「都市公園整備事業 長生の森公園」について、「継続」といたします。

榛澤委員長：議題（４）その他に移りますが、事務局から何かございますか。

事務局：事務局からは特にございません。

榛澤委員長：最後に、先ほどいろいろ修正のところがあったと思いますが、それは事務局と委員長に任せていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

榛澤委員長：では、そういうことにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

5 . 閉 会

以上